

和歌山県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の補助対象等について

(1) 施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）や、診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費の支援を行う。

補助対象	補助単価	補助率
次に掲げる基準面積に右記の単価を乗じた額の合計額とする。 【基準面積】 (1)診療部門 ア 無床の場合 160 m <sup>2</sup> イ 有床の場合 (ア)5床以下 240 m <sup>2</sup> (イ)6床以上 760 m <sup>2</sup> (2)診療部門と一体となった医師住宅 80 m <sup>2</sup> (3)診療部門と一体となった看護師住宅 80 m <sup>2</sup>	1 m <sup>2</sup> あたり 鉄筋コンクリート 558,000 円 ブロック 444,000 円 木造 362,000 円	1/2

(2) 設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器等の購入費の支援を行う。

補助対象	基準額	補助率
診療所として必要な医療機器等購入費	1 か所当たり 16,500 千円	1/2

(3) 地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合の地域への定着に必要な経費の支援について、承継又は開業した日から最大3年間行う。

補助対象	基準額	補助率
診療所の運営に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 備品費（単価 50 万円未満に限る。） 消耗品費	1 か所当たり次により算出された額 (1) ア. 診療日数 1～129 日 6,200 千円 + (71 千円 × 実診療日数) イ. 診療日数 130～259 日 6,200 千円 + (77 千円 × 実診療日数) ウ. 診療日数 260 日以上 6,200 千円 + (87 千円 × 実診療日数)	2/3

材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費	(2) 訪問看護による加算額 25,000 円×訪問看護日数	
---	-----------------------------------	--